

金融・労働研究ネットワーク研究会 2021年11月7日

コロナ禍の中小商工業者の経営と 自治体支援策の特徴

全国商工団体連合会付属・中小商工業研究所 宮津友多

本報告は、2021年11月7日開催の研究会「コロナ禍後に求められる中小企業金融—中小企業憲章・中小企業振興条例の取り組みの視点から」における報告を文章化したものです。当日の報告は15ページの資料を参照しながらの報告となっています。(金融・労働研究ネットワーク事務局)

営業動向調査

全商連の、中小商工業研究所の宮津と申します。「コロナ禍の中小業者の経営と自治体政策の特徴」をテーマに、ポイントを絞って報告をします。まずは営業動向調査ですが、民主商工会の会員をモニターとして年に2回行っている調査です。3月と9月に行っているのですが、9月の調査が最近まとまりましたので、その特徴点を報告します。

資料2ページの黒色の折れ線グラフは全業種のDIです。赤色の折れ線グラフは宿泊・飲食業のDIです。全業種の21年9月の総合経営判断DIは-61.2で、コロナ前の20年3月の-54.5の水準に、依然として戻っていないことがわかります。そして売上DIは-54.4、利益についても-56.5となっており、売上、利益ともに低迷しています。

宿泊・飲食業は21年9月調査でも深刻な状況です。主要DIはほぼ-90という状況が3期連続で続いていて、危機的な状況が続いています。右側の折れ線グラフは原材料・商品の仕入値DIです。先ほどの同友会さんの、ご報告でもありまし

たけれども、私どもの調査でも、このDIが著しく上昇しています。DIは60.1に上昇しており、コロナの前の20年3月と同水準にまで上がってきています。原材料等の仕入値高騰の問題については、一部の業種に偏っているというだけではなく、全ての業種で著しい上昇傾向にあることがみてとれます。宿泊・飲食業に関しても上がってきています。

全体としては、売上と利益の状況が引き続き低迷するなかで、原材料等の高騰が深刻になり、経営をひっ迫することが懸念されます。

営業動向調査の会員モニターから寄せられた「一言欄」には、「木材、金物が2倍以上に上がっている」や「ガソリン、軽油が高く、8月の収入の10%を占めている」ですとか、そのほかにも「価格が2倍に上がっている」「原材料高騰が著しい」「製菓原料が5%~10%上がっている」など、部品不足と値上がり当たり前のようになってきているといった切実な声が寄せられています。

緊急事態宣言下の、居酒屋の経営と

給付金の役割

資料4ページで、2020年4月の1回目の緊急事態宣言以降の、居酒屋の経営と給付金の役割をみていきます。居酒屋は、一関民商会員の居酒屋です。グラフの見方ですけれども、青の棒グラフが2019年の月別売上高で、赤の棒グラフが2020年

の月別売上高です。折れ線グラフは比率を示しています。4月を見ると、20年4月の売上高は、前年同月比49%に落ちています。この時は、政府が1回目の緊急事態宣言を発令した時と丁度重なる時期です。5月の売上高も前年同月比49%です。6月は持ち直しましたが、その後は非常に厳しい状態が続き、12月は40%まで落ちています。例年、12月は、忘年会ですとか、地域の寄り合いですとか、色んな集まりがあるのですけれども、そういったものが相次いでキャンセルとなり、居酒屋の売上高は落ちています。

資料4ページの右の表は、年間売上高の実額を示しています。2019年の年間売上高は約620万円です。これに対して、2020年の年間売上高は約460万円となり、前年比率が73%にとどまりました。それでも、この居酒屋経営者は、持続化給付金100万円を受給したことで、対前年比率は89%まで上がり、市の給付金も受けて、91%まで持ち直しています。このことから、国の持続化給付金ですとか、市の給付金制度というのは、小規模事業者においては、非常に重要な制度であるということが言えると思います。

緊急事態宣言下の、カフェの経営と給付金の役割

資料5ページのカフェも一関市民商の会員です。コーヒーだけではなく、ステーキ料理なども提供するお店です。このカフェも、緊急事態宣言が発令された2020年4月の売上高は、前年同月比で49%まで落ち込みました。その後の売上高は、浮き沈みが非常に激しいです。経営に頑張って10月は前年同月比で160%まで持ち直しましたが、年末の12月になると55%まで落ち込みます。年間売上高は、2019年に約750万円だったものは、2020年は約670万円で、対前年比率は90%でした。それが持続化給付金と、市の給付金や補助金を受給することで、経営維持につなげています。

そして、このカフェさんは次のようにして経営を改善させていきます。まずは、先ほどの述べ

た通り、国の持続化給付金や市の給付金で運転資金を確保して、経営を維持させます。そして経営の強みや弱みを考えて、コロナ禍でもどこに商機があるのか、について経営分析を行います。

そして、はじめに取り組んだのが、弁当のテイクアウト事業です。弁当のテイクアウト事業をはじめたものの、近隣のコンビニやスーパーとの価格競争に巻き込まれ、販売価格を引き下げざるを得ず、利益率が低下しました。そこで次に何を行ったかという、新製品のスイーツづくりです。他社との差別化を図るために「地産地消」をコンセプトとし、スイーツの原材料に市内産の野菜を取り入れることにしました。

スイーツづくりには、新たに生産設備の導入が必要となったので、一関市が実施する、農商工連携による新たな付加価値を生み出すビジネスを目的とした補助金(農商工連携補助金)を受けて、設備を導入しました。それにより、新製品のスイーツを完成させることができました。

その後、一関市の地産地消モデル店に認定されて、地元で話題になりました。新製品のスイーツが市のふるさと納税の返礼品にも選ばれて、岩手県の「ふるさと食品コンクール」で入賞します。21年10月には、盛岡市の老舗デパートからは非この商品を取り扱いたいという話を受けているそうです。このカフェさんは一関民商の支援を受けながら、経営改善努力を重ねました。

このように見ていきますと、国や市の給付金は、コロナ禍で苦境に陥ったカフェの事業維持に役立ちました。そして補助金が市場拡大という副次的な効果も生んでいると思います。カフェ経営者は「コロナ禍は確かに厳しいが、経営は今、楽しい」とおっしゃっています。国や自治体の直接支援政策の役割の大きさを物語っていると思います。

一関市民商は、経営支援に力を入れていて、小規模事業者の会員と力を合わせ、コロナ禍で経営をどう立て直していくのかという支援に力を注いでいます。

新型コロナウイルスの影響を受け る中小業者向け支援策実施状況調 査

資料7ページは、全商連が行った自治体アンケートです。このアンケート結果から、コロナ禍で実施された自治体支援策の特徴を見ていきます。

コロナ禍での中小企業向けの自治体支援策に、私どもはコロナ感染拡大当初から、高い関心を持っていましたので、20年8月28日から約1カ月間かけて全自治体を対象にアンケートを実施しました。回答数は1,092自治体で、回答率は61.1%です。都道府県は100%、政令指定都市は86.5%、市区町村は59.2%の回答率でした。

休業補償や固定費補助、雇用補助、観光・飲食業補助、感染防止対策補助、芸術・文化への補助、それ以外の支援策について、具体的にどのような支援策を講じたか、記入形式で回答を求めました。また、中小企業振興基本条例や小規模企業振興基本条例を制定している場合には、条例名等の記入を求めました。たとえば、休業補償は361の自治体で実施されていて、実施率は33%でした。その下は制度数で、424制度ありました。1つの自治体で、複数の休業補償を行っている自治体がありましたので、実施自治体数より制度数の方が多くなっています。その下は制度数の内訳です。

自治体支援策の課題と特徴

資料8ページでは、自治体支援策の課題と特徴をまとめています。全体としては、コロナ禍において、業者を支えようとする自治体の努力が伝わる直接支援が数多くありました。コロナ禍の自治体支援策は、国の制度にはない支援策や、国の制度では支援の届かない事業者への支援といった、きめ細かな支援を講じることで、業者を守ろうとする意図が伺えるものが、目立ちました。

その意味で、自治体の果たした役割は大きかったと考えています。中小企業憲章では「小規模企業の多くは、家族経営形態をとり、社会の安定をもたらす」と述べています。小規模企業振興基本法は、小規模事業者・小企業者の持続的発展を旨としています。憲章や基本法の趣旨を具現化する、自治体の取り組みだったと感じています。

そのうえで、自治体支援策の課題と特徴のように整理しています。課題については、国の直接支援策、たとえば持続化給付金といった国の給付制度に上乘せするという傾向がみられ、この点は課題であると思います。特徴は、繰り返しになりますが、国の支援では支援が行き届かない事業者を対象にした、自治体の直接支援策が多彩に取り組みされたということです。

給付金について

自治体の給付金については（資料9ページ）、「国の制度への上乗せ給付金」と、「国の制度を補完する給付金」とに分類することが出来ました。「国の制度への上乗せ給付金」とは、国の持続化給付金（売り上げの減少率が50%以上減を対象）と同等の売上減少要件を設けている自治体の給付金を指します。国の給付金に上乘せしているため「上乗せ給付金」と呼んでいます。

自治体の「上乗せ給付」は、国の給付制度を受けた事業者にとっては、非常に有効な支援策だと思いますが、一方で、要件から外れた事業者は相当数いました。要件から外れた事業者は、支援の外に置かれることとなります。支援を受けられる事業者と受けられない事業者との間で「支援格差」が生じるという問題がありました。これについては、大きな課題としてあるとして、その改善を求めて、民商・全商連は運動をしてきました。

一方で、「国の制度を補完する給付金」は、国の持続化給付金の売上減少要件に該当しない事業者を対象にしている、自治体の給付金です。例えば、売り上げ減少率が20%から50%未満でも、受給できるとする緩和要件を設けることで、幅広

い事業者を支援するものです。「国の制度を補完する給付金」は、アンケートでは277制度確認できました。例えば、埼玉県行田市では、売上げが5%以上減少している事業者を対象にしています。売上減少要件を低く設定して、幅広い業者を支援しているということです。

資料10ページのチラシは、一関市の給付金のチラシです。一関市の給付金は、とても特徴のある内容で、売上減少要件を設けずに不況7業種を指定するかたちで支給していました。チラシに記載している7業種に該当すれば、給付金の対象にしています。金額も一律40万円です。なぜ、このような給付金制度にしたのかについて、一関市の担当職員に直接聞き取りをしました。担当職員は次のように述べていました。

「事業者が減収している中で、感染防止対策をすすめるのにも、費用がかかる。様々な業界で感染防止のガイドラインが出ており、感染防止対策をとる事業者を支援するための。市内の事業者を考えたところ、コロナの影響が大きいであろうと思われた7業種を対象とした。一律40万円も大きい金額だと認識している。前回から対象業種を広げて、金額も上げた。(申請書類は)簡素なものだと考えている。難しい書類を求めると、仕事に支障がでるだろう。簡素な書類で素早く助けるのが先だ」

財源は、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、559件の事業者に支給しているとのことでした。ちなみに先ほどのご紹介した居酒屋経営者もこの給付金を受給しています。

次に、自治体の固定補助・家賃支援についてです。固定費のうち家賃支援は非常に重要です。国の支援策として、家賃支援給付金というものがあり、これも売上減少要件(売上50%以上減等)を設けている制度でした。この家賃支援給付金に上乗せするかたちで、自治体の家賃給付を行う「上乗せ給付金」が目立ちました。

一方で、国の家賃支援給付金の売上減少要件から外れた事業者を対象とした、自治体の家賃支援については、アンケートでは8つ確認できま

した。資料11ページには、その8つの家賃支援を掲載していますが、たとえば、秋田県大館市は「2月以降の売上げが20%減少」と低い売上減少要件を設定することで幅広い事業者を対象とし、家賃支援を行っていました。

資料12ページは、一関市の家賃給付です。これも、国の基準より、売上減少要件を緩和しています。市の担当者に聞いたところ、売上減少の要件を前々年(2019年)比としたのは、売上げが落ち込む前(コロナ前)と比較するためであるとのことでした。売上げが落ち込む前の2019年と比較して、30%以上減少している事業者を対象とするかたちの基準設定を行ったということです。さらに、市の担当者は、給付額について、21年8月に県独自の緊急事態宣言が出されていた厳しいときに、家賃1カ月分でも支援したいという思いから実施した、と述べていました。「建物」には、店舗や事務所、倉庫などが該当し、「土地」には、地方の車社会という土地柄を念頭に、お店が借りている来客用の駐車場も対象にしているとのことでした。また、資材置き場も、賃貸者契約が確認できれば、家賃給付の対象にするという制度設計をしております。予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、4,770万を見込んでいるとのことでした。

自治体による

「利子補給」「信用保証料補助」

次に、自治体による「利子補給」と「信用保証料補助」についてです(資料13ページ)。それぞれの自治体で、利子補給と信用保証料補助が行われておりました。アンケート上、制度数としては317ありました。

利子補給については、その期間に大きな特徴がありました。利子補給の期間は3年、5年、7年があり、なかには10年という長期にわたるところもありました。たとえば、山形県と山口県長門市は利子補給の期間を10年としていました。その他にも、工夫が見られた支援策として、条件変

更にもなって増額となる保証料補助を、20万円を上限に補助する支援策を、福島県須川市が行っていました。栃木県小山市は、持続化給付金のつなぎ資金として1事業者あたり一律10万円を支援するというものを行っていました。

資料14ページの左側は、長門市の10年の利子補給チラシです。右側は、長門市の担当者に雑誌『中小商工業研究』に執筆していただいた、10年利子補給金の解説です。解説では、「国や県が進める経済対策の取り組みを見ながら、それらの隙間を埋めていくことを考えた。…初期となる新型コロナへの対抗時期では、市内の商工団体や金融機関に、事業者の現状と今必要な対策はなにかをアリングした」と述べています。さらに、私がとても重要だと思えることが次の点です。

「事業者は、手元に運転資金のキャッシュがあることで、事業継続の安心感と機動的な対応が図れることを望んでいた。…資金繰りを支援するために貸付期間の利息と信用保証料の全額補助を行うことによって後押しすることとした」。この点は、コロナ禍の小規模事業者の思いにもかなう非常に大事な視点だと感じています。実績は、令和2年分の利子補給額は約1,221万円で、全期間（10年分）の貸付利子総額は約7,159万円を予定しているということでした。

実績評価については、「市内の商工団体や金融機関からのヒアリングでは、当面の資金繰りを支援してくれて大変助かった。事業主負担が軽減されたことで迷わず融資を受けることを決定した。…金融機関からも10年利子補給を決定したことは素晴らしい。融資相談をスムーズに行えた」という評価を受けているということでした。

最後に、「担当者として心がけたことは、現在の市内中小事業者はどのような状況でどんなことに困っているのか機敏に感じ取ることで」と述べています。中小企業の資金繰り支援を考えるうえで、非常に示唆的でしたので紹介させていただきます。

「国民生活金融公庫」新型コロナウイルス感染症特別貸付

資料15ページは、政府系金融機関である国民生活金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」についてのものです。民商では、このコロナ特別貸付を利用した会員が相当数います。一例として、長崎県の東彼民商の事例を紹介した、去年5月の「全国商工新聞」です。ちょうどコロナ特別貸付の制度が始まって間もない時のものです。飲食、製造、居酒屋など申し込みをしています。「申込金額」や「実行額」を明記しています。その横には、融資の「申込日」から「決定日」を載せていますが、たとえば「3月10日」に申し込んだ飲食業者が、「3月19日」には決定しています。短期間で融資が決定していることが、この資料から読み取れます。

備考欄を見ると、「面接なし」となっている方がいます。通常は、面接から始まり、色々なやりとりを経て融資実行という流れだと思いますが、このコロナ特別貸付は面接をせずに、簡易な手続きで迅速に融資が手元に届くという傾向が読み取れます。東彼民商の事務局長は「コロナ特別貸付は、資料をインターネットでダウンロードして借入申込書を郵送します。従来は、初めての申し込みは面接がありましたが、特別貸付は、感染症を避け迅速に対応する意味でも、書類審査だけで決定するケースが増え、申し込む人の時間的精神的な負担が軽減されています」と述べていました。据え置き期間は1年の方が多かったようで、現状、大体の方は返済が始まっているとのことでした。なかには、据置期間を延長した方や、借換えをして真水を増やしている事業者もいるとのことでした。このような意味では、公庫のコロナ特別貸付、政府系金融機関の役割というのも大きいと感じています。以上です。